

屋根の雪下ろしに対し 除雪費用を助成します

玄関先等の除雪 ボランティアを派遣します

対 象

※玄関先から生活道路までの
生活に必要な最低限の除雪

市内に在住し、本年度、世帯全員の市民税が非課税で、次のいずれかに該当する世帯

- ① 75歳以上の高齢者（昭和25年3月31日以前生まれ）のみ世帯
- ② 75歳以上の高齢者と高校生等まで（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者）のみ世帯
- ③ 身体障害者手帳1～3級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1・2級の対象者のみ世帯
- ④ 対象となる手帳保持者と高校生等まで（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者）のみ世帯
- ⑤ ひとり親と高校生等まで（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者）のみ世帯
- ⑥ 上記①～⑤のみで居住している世帯

ただし上記①～⑥に関わらず、次に掲げる世帯は助成の対象になりません。

- ・ 2親等内の親族から、労力による援助又は経済的な援助を受けることができる世帯
- ・ 12月から翌年3月までの間に、3か月を超えて入院または施設に入所、別世帯に同居するなど、冬期間に3か月以上自宅で生活の見込みがない世帯
- ・ 生活保護を受けている世帯は、屋根の雪下ろし除雪費用助成の対象外

助成額

一世帯雪下ろし1回につき18,000円を上限とし、一冬期間に2回（一部地域は3回）まで

一世帯の玄関先等除雪1回に1,000円分のクオカードを一冬期間に3回を限度として、実施ボランティアに進呈



申込・申請方法

雪下ろしを実施後、三条市社会福祉協議会にご連絡ください。申請に必要な書類を送付します。届いた書類に必要な事項を記入し、雪下ろし代金の領収書（写しでも可）と一緒に三条市社会福祉協議会へ提出してください。

申請は令和8年3月5日（木）まで

玄関先等の除雪ボランティア派遣を希望される方は、三条市社会福祉協議会にご連絡ください。申請に必要な書類を送付します。申込者と除雪ボランティア調整に時間が必要です。申請は早めをお願いします。

申請は令和7年11月14日（金）まで



[問合せ先]

三条市社会福祉協議会 生活支援係

☎：33-8511